様式第１号（第２条関係）　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 新規 | 更新  駐車№【　　　】 |

太宰府市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　住所

ふりがな

　　　　　　　　　　　　　　氏名

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　 携帯電話

駐車許可申請書

太宰府市自動車駐車場条例施行規則第２条の規定に基づき、下記自動車の駐車の許可を、裏面確認事項を確認したうえで申請します。

また、市税の納税状況について確認することに同意します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 車種 |  | | 車両番号 |  |
| 勤務先等 | 名称 | | 所在地 | |
|  | | ☎（　　　）　　　－ | |
| 添付資料 | 新規のとき | １．運転免許証の写し  　２．自動車検査証の写し  　３．名刺又は職員証等の写し  　４．滞納のない証明書又は非課税証明書  （申請者が太宰府市に納税していない場合） | | |
| 更新のとき | １．運転免許証の写し（変更の場合のみ）  　２．自動車検査証の写し（変更の場合のみ）  　３．名刺又は職員証等の写し（変更の場合のみ）  　４．滞納のない証明書又は非課税証明書  （申請者が太宰府市に納税していない場合） | | |

※記載要領

①車種の欄は、メーカー名及び車の名称を記入してください。

②車両番号欄は、「福岡５００た○○－○○」のように記入してください。

(裏)

パーク＆ライド駐車場使用確認事項

　本文は、パーク＆ライド駐車場(以下「駐車場」という。)の使用に関する確認事項を記載したものです。駐車許可を申請される方は、以下の内容をよくお読みのうえ、申請願います。

1　駐車場使用者の条件

1)　自家用車等で通勤通学等をされている方で、本確認事項に同意していただける方

2)　勤務先等については、電話等で確認することがあります。

3)　駐車できる自動車は、全長5メートル以下、全幅2.5メートル以下であること。

4)　太宰府市自動車駐車場条例第7条に基づき、次に掲げる者には、駐車場の使用を許可しません。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下｢暴力団員｣という。)

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2　駐車場を使用できる日及び時間

1)　使用できる日は、許可期間のみです。なお、特定日(市民まつり等)は臨時駐車場として使用するため、許可期間であっても使用できません。この場合、その特定日については、事前に駐車場に掲示してお知らせします。

2)　使用できる時間は、午前6時から午後11時までとし、時間外の入出庫はできません。

3)　午後11時から午前6時までの駐車はできません。

3　駐車場使用の範囲

1)　申請書に記載された自動車以外の自動車は駐車できません。

2)　自動車の買い替え等で駐車する自動車が変更になった場合等、許可事項に変更があったときは、許可事項変更届に駐車許可証及び変更が確認できる資料を添えて届け出てください。

4　駐車場の駐車許可申請及び駐車料金

1)　駐車場の使用を希望される方は、駐車許可申請書（本書表面）に所定事項を記入のうえ、申請してください。また、駐車料金は後日納付書を送付しますので、取扱い金融機関で納入してください。

2)　駐車料金の日割り計算はしません。

3)　月単位の駐車許可制とし、月途中から使用の場合は、その1月分の駐車料金を納入していただきます。

4)　先着順で受付をします。定数68台(うち身体障害者用4台)になり次第、受付を終了します。

5　駐車場使用の更新又は中止

1)　更新の手続きは、駐車許可申請に準じます。

2)　更新時期は、許可期間満了の日の１月前までとし、この時期までに手続きをされない場合は、更新の意思がないものとみなします。

3)　使用を中止される時は、許可事項変更届に駐車許可証を添えて届け出てください。この場合、月途中の中止であってもその月分の駐車料金は還付しません。

4)　駐車場の使用に関し、条例等に定める事項に違反した場合は、駐車許可を取り消し、駐車料金は還付しません。

6　駐車場の休止

1)　駐車場の維持管理のため、駐車場の一部又は全部の使用を休止することがあります。

7　車庫証明

1)　車庫証明に関する書類は、一切発行できません。

8　損害賠償

1)　駐車場の施設その他の物件等を破損し、又は滅失して市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

2)　市は、盗難等によって生じた損害、自動車等の相互の接触又は衝突等によって生じた損害、その他天災等の不可抗力によって生じた損害等について、一切の責任を負いません。